

立川市第 4 次学校教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 令和 7 年度を初年度とする新たな学校教育振興のための施策に関する基本的な計画を定める立川市第 4 次学校教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、立川市第 4 次学校教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって構成する。

2 委員は、別表第 1 に掲げる者につき教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の中から委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(意見聴取)

第 6 条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第 7 条 委員会に、幹事を置く。

2 幹事は、別表第 2 に掲げる者を充てる。

3 幹事は、委員長の命を受け、委員会が行う調査及び検討を補佐する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課、教育委員会事務局教育部学務課及び教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 公募市民 2 人以内
- (3) 関係団体等が推薦する者 6 人以内

別表第 2 (第 7 条関係)

- (1) 教育委員会事務局教育部長
- (2) 教育委員会事務局教育部教育総務課長
- (3) 教育委員会事務局教育部学務課長
- (4) 教育委員会事務局教育部指導課長
- (5) 教育委員会事務局教育部教育支援課長
- (6) 教育委員会事務局教育部学校給食課長
- (7) 教育委員会事務局教育部主任指導主事
- (8) 教育委員会事務局教育部統括指導主事